

## 浦安市規則第2号

### 浦安市介護サービス事業所物価高騰対策支援給付金交付規則

(目的)

**第1条** この規則は、電力・ガス・食料品等の物価高騰の影響を受けている介護サービス事業者に対し、予算の範囲内において、浦安市介護サービス事業所物価高騰対策支援給付金（以下「給付金」という。）を交付することにより、物価高騰による影響を緩和し、介護サービス事業所によるサービスの継続を支援することを目的とする。

(定義)

**第2条** この規則において、「介護サービス事業所」とは、令和6年10月1日及び第5条の規定による申請の日時点において介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に基づく次に掲げるサービスを提供する市内に存する事業所であって、令和6年10月1日から令和7年3月31日までの間において当該サービスの提供の実績があるものをいう。

- (1) 訪問介護
- (2) 訪問入浴介護
- (3) 訪問看護
- (4) 訪問リハビリテーション
- (5) 通所リハビリテーション
- (6) 特定施設入居者生活介護
- (7) 福祉用具貸与
- (8) 特定福祉用具販売
- (9) 居宅介護支援

(給付金の額等)

**第3条** 給付金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前条第7号から第9号までに該当する介護サービス事業所 1事業所につき10万円

(2) 前条第1号から第4号までに該当する介護サービス事業所 1事業所につき20万円

(3) 前条第5号に該当する介護サービス事業所 1事業所につき30万円

(4) 前条第6号に該当する介護サービス事業所 1事業所につき40万円

2 事業者が同一の建物において複数の介護サービス事業所を運営している場合には、当該複数の介護サービス事業所に該当する給付金の額のうち最も高い介護サービス事業所のみを対象とする。

(給付対象者等)

**第4条** 給付金の交付を受けることができる者は、介護サービス事業所を運営する事業者とする。

2 給付金の交付は、1事業者に対して1回に限るものとする。

(給付金の申請)

**第5条** 給付金の交付を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、市長が指定する日までに、浦安市介護サービス事業所物価高騰対策支援給付金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請をしなければならない。

(1) 法第41条第1項の規定による都道府県知事の指定又は第46条第1項の規定による市長の指定を受けたことを証する書類の写し

(2) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

**第6条** 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、給付金の交付の可否を決定し、その結果を浦安市介護サービス事業所物価高騰対策支援給付金交付決定通知書（別記第2号様式）又は浦安市介護サービス事業所物価高騰対策支援給付金却下通知書（別記第3号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

(交付請求)

**第7条** 前条の規定により給付金の交付の決定を受けた事業者は、給付金の交付の請求をしようとするときは、浦安市介護サービス事業所物価高騰対策支援給付金交付請求書（別記第4号様式）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

**第8条** 市長は、偽りその他不正の手段により給付金の交付を受けた事業者があるときは、給付金の交付の決定を取り消すことができる。

(給付金の返還)

**第9条** 市長は、第6条の規定により給付金の交付の決定を受けた事業者が、前条の規定により交付の決定を取り消され、かつ、既に給付金の交付を受けているときは、期限を定めて当該給付金の返還を命ずることができる。

(補則)

**第10条** この規則に定めるもののほか、給付金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(失効)

2 この規則は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。